

# 第1講 古代(政治外交史中心)

## ☆エッセンス1：大きな時代区分

古代 .....

中世 .....

近世 .....

近代 .....

### ★ Note ★

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

★ Note ★

Handwriting practice area consisting of 25 horizontal dotted lines.

## ☆エッセンス 2 : 7世紀のもつ緊張感

対外危機の深刻化 .....

障害 .....

東アジア情勢の緊迫に対処するには？  
.....  
.....



★ Note ★

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

★ Note ★

Handwriting practice area consisting of 25 horizontal dotted lines.

## ☆エッセンス 3 : 律令国家形成とその後

支配の原則

特徴

平安初期以降



★ Note ★

Multiple horizontal dotted lines for note-taking.

★ Note ★

Handwriting practice area consisting of 25 horizontal dotted lines.

# 必出ポイント ① (古代・政治外交史中心)

## □ ヤマト政権の成立と展開

3世紀中頃から後半になると、西日本各地に巨大な古墳(前方後円墳が中心)が出現する。この時期に、近畿地方を中心とする広域の政治連合＝ヤマト政権が形成されたと考えられる。

5世紀にはいと、中国の歴史書に倭(ヤマト政権)の記事がみられるようになる。『宋書』倭国伝は、この約1世紀の間に5人の倭王(倭の五王)が中国南朝に朝貢したと伝えている。

6世紀、ヤマト政権は地方支配の拡大を進展させる一方で、深刻な危機・混乱にも直面した。第一の危機として朝鮮半島からの撤退があげられる。ヤマト政権が半島南部の加耶(加羅)諸国に保持していたと考えられる影響力は、新羅が加耶諸国を併合した562年には完全に失われることになった。第二の危機は、半島情勢にも刺激されて豪族間の対立・抗争が高まったことである。

## □ 唐帝国の成立と大化改新

618年、中国では隋が滅んで唐が成立した。唐帝国は律令法にもとづく強力な中央集権国家へと成長し、周辺諸国を軍事的に圧迫していった。唐から帰国した留学生・学問僧は、その最新情報を日本にもたらすことになる。

一方、国内では蘇我蝦夷・入鹿が権力を掌握し、643年には厩戸王(聖徳太子)の子山背大兄王が自殺に追いこまれるという事件も発生した。

このような情勢のなかで、645年、中臣鎌足(のち藤原鎌足)と中大兄皇子は、集権体制の確立をめざすクーデタを敢行して蘇我蝦夷・入鹿を滅ぼし(乙巳の変)、次のような政策を実行に移していった(大化改新)。

① **新政権の構成** 王族の軽皇子が即位して孝徳天皇に。また、中大兄皇子を皇太子、阿倍内麻呂・蘇我倉山田石川麻呂を左・右大臣、中臣鎌足を内臣、旻・高向玄理を国博士とする新政権が成立した。

② **年号と遷都** 年号を大化(初の年号)とし、東アジアの動乱に備えるため、都を飛鳥から難波に遷都した。

③ **改新の詔** 改新の詔(646年正月)を発し、公地公民制・班田収授法など中央集権国家建設の基本方針を明示した。しかし、改新の詔が示した方針を実行に移すのは容易ではなく、実現までの過程は波乱に満ちたものになる。

## □白村江の戦い

660年、唐・新羅の連合軍によって百済が滅ぼされると、百済との友好関係を長く保ってきた日本は、百済復興の動きに呼応して水軍を派遣した。しかし663年、唐・新羅の連合軍に大敗を喫することになった(白村江の戦い)。

白村江における敗戦後、中大兄皇子は対外防備の充実・支配体制の強化に全力を傾けた。

- ① **防備体制の強化** 九州に防人(一種の国境警備隊)・烽(のろしをあげて危急を知らせる施設)をおき、大宰府では水城(水を貯えた防備施設)や大野城・基肄城などの古代朝鮮式山城、また西日本各地にも同様の山城が築造された。
- ② **豪族の再編成** 国家的な非常時という国際情勢を利用して国政改革を実行。具体的には氏上を定め、豪族の領有民を確認した。
- ③ **遷都と即位** 防備体制強化の一環として、畿外の地にあたる近江大津宮に遷都(667)。中大兄皇子は、同地で7年間の称制(即位せずに政務を執ること)に終止符を打って即位した(天智天皇, 668)。
- ④ **集権化** 庚午年籍作成(最初の全国的戸籍, 670)。この庚午年籍には、全国の諸豪族の私有民である部曲などが登録された。これによって、朝廷は軍事力の動員や税の徴収が実行しやすくなったが、一方で、中央の介入を好まない地方豪族たちは不満を高めていった。

## □壬申の乱

672年、壬申の乱が発生した。

- ① **壬申の乱の直接的原因** 大海人皇子(天智天皇の弟, 吉野側)と大友皇子(天智天皇の子, 近江朝廷側)のあいだで生じた皇位(大王位)継承問題(天智天皇の後継者という正統性を保有する者同士の争い)。
- ② **壬申の乱の結果と影響** 吉野に逃れていた大海人皇子側は、美濃を拠点とし、東国で徴発された兵の協力を得て勝利を取めた。乱後、大海人皇子は673年に飛鳥浄御原宮で即位して天武天皇となり、強大な権力を手中にした。「政の要は軍事なり」と考えた天武天皇は、東アジア情勢の緊張に対処するため、中央集権的な律令国家体制の確立に全力を注ぐことになる。





## □律令制下における貴族の特権

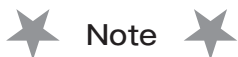
律令制下の貴族とは、五位以上の位階(律令制のもとで役人の序列を示す等級, 計30階)を与えられた人々をいう。彼らには、その生活と地位を維持することができるように、多くの特権が与えられていた。

- ① **経済上の特権** 調・庸・雑徭が免除され、位階・官職に応じて、位封・位田、職封・職田などが支給された。
- ② **身分上の特権** 五位以上の貴族の子と三位以上の貴族の孫には、父や祖父の位階に応じて一定の位階が授与された(蔭位の制)。これによって、貴族は同一の階層から再生産されることになった。

## □律令制下の行政機構

律令制下における中央・地方の行政機構は、以下のような特色をもつものだった。

- ① **中央組織** 中央官庁として神祇官と太政官(国政の中心)があり、太政官のもとに八省(中務省・式部省など)がおかれた。国政の審議・運営は、太政官の首脳である左右大臣や大納言といった公卿(上級官人の総称)による合議で進められた。
- ② **地方組織** 国一郡一里の3層構造をもつ地方制度をとり、それぞれ国司(中央貴族を派遣、任期制)、郡司(かつての国造など地方豪族を任命、終身官・世襲制)、里長をおいて統治した。なお、律令制下における諸国の役所を国府といい、のちになると国衛の呼称が一般化した(郡司の統治拠点を郡家、あるいは郡衛という)。
- ③ **大宰府** 大宰府は、外交・国防上の要地である筑紫におかれた地方特別官庁。西海道諸国(西海道は七道の一つで九州地方をさす)の軍事・行政を統括した。
- ④ **四等官** 中央・地方の諸官庁は、長官・次官・判官・主典の4段階に序列化された官職をもつ役人中心に構成された。この四等官は、役職ごとに用いる漢字が異なり、たとえば国司の四等官は、守・介・掾・目になっていた。
- ⑤ **官位相当制** 正三位の位階をもつ者が大納言になるなど、役人には、位階に相当する官職を与える原則がとられた。



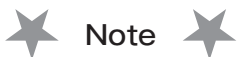
Note



## ■奈良時代の政争<sup>せいそう</sup>

奈良時代政治史の特徴は、全体として、藤原氏<sup>ふじわら</sup>と皇族出身者<sup>こうぞく</sup>(+僧侶<sup>そうりよ</sup>)が、ほぼ10年ごとに中央政界で政権を担当し、そのなかで藤原氏の台頭<sup>たいとう</sup>が顕著になっていった点にある。

- 1 710年代** 藤原不比等<sup>ふじわらのふひと</sup>(鎌足の子)が政界の中心に位置し、養老律令<sup>ようろうりつりょう</sup>を完成させる(718)など律令制度の確立に尽力すると同時に、天皇家に接近した。  
720 不比等没。
- 2 720年代** 長屋王<sup>ながやおう</sup>(天武天皇の孫)の政権成立。三世一身法<sup>さんぜいつしんぽう</sup>(723)などの諸政策を実施した。  
729 光明子<sup>こうみょうし</sup>(不比等の娘)立后問題<sup>りつこう</sup>をめぐる、長屋王は藤原4兄弟<sup>ふじわらしし</sup>(藤原四子=不比等の子たち)と対立し、自殺<sup>じくわ</sup>(長屋王の変)。
- 3 730年代** 藤原4兄弟が勢力を拡大。長屋王の変後、藤原4兄弟<sup>むちまろ</sup>(武智麻呂<sup>ぶちまろ</sup>・房前<sup>ふさき</sup>・宇合<sup>うまい</sup>・麻呂<sup>まろ</sup>)は光明子<sup>しょうむ</sup>を聖武天皇<sup>せいむ</sup>の皇后<sup>こうごう</sup>(天皇<sup>せいさい</sup>の正妻)とすることに成功した。  
737 天然痘により藤原4兄弟没。
- 4 740年代** 橘諸兄<sup>たちばなのもろえ</sup>(皇族出身者)が政権掌握。吉備真備<sup>きびのまこと</sup>・玄昉<sup>げんぱう</sup>らが政界で重用されると、740年、吉備真備<sup>きびのまこと</sup>・玄昉<sup>げんぱう</sup>の排除を求め、藤原広嗣<sup>ふじわらのひろつぐ</sup>(式家<sup>しきけ</sup>, 宇合の子)の乱が九州で発生した。  
以後、朝廷は動揺し、聖武天皇は遷都をくりかえした(恭仁京<sup>こうにみや</sup>・難波宮<sup>なにわのみや</sup>・紫香楽宮<sup>むらさきのみや</sup>)。また、国分寺建立の詔<sup>ごんぶんじ</sup>(741)、大仏造立の詔<sup>だいぶつぞうりゅう</sup>(743、同年に墾田永年私財法も発令)をだし、仏教のもつ鎮護<sup>ちんご</sup>国家思想<sup>こくわ</sup>によって国家の安定を図ろうとした。
- 5 750年代** 藤原仲麻呂<sup>ふじわらのなかまろ</sup>(南家<sup>なんけ</sup>, 武智麻呂の子)の勢力が伸張。749年に孝謙天皇<sup>こうけんてんのう</sup>(聖武天皇の娘)が即位し、これにより、その母光明皇太后<sup>こうみょうこうたいごう</sup>(光明子<sup>こうみょうし</sup>)が権威を高めたため、仲麻呂が台頭した。橘奈良麻呂<sup>たちばなのならまろ</sup>の変<sup>へん</sup>(757)後、みずから擁立した淳仁天皇<sup>じゆんにん</sup>から惠美押勝<sup>えみのおしかつ</sup>の名を賜った。  
760 光明皇太后没。仲麻呂の権力弱体化(764年に惠美押勝の乱発生)。
- 6 760年代** 道鏡<sup>どうきやう</sup>が僧侶政治を展開。孝謙上皇<sup>じょうこう</sup>(のち再び即位して称徳天皇<sup>しょうとく</sup>)の信任により、道鏡は異例の出世を遂げた(太政大臣<sup>だいていだいじん</sup>禪師<sup>ぜんし</sup>から法王<sup>ほうおう</sup>へ)。769年には、称徳天皇が道鏡に皇位を譲ろうとする事件も発生したが、この動きは和氣清麻呂<sup>わけのきよまろ</sup>の行動で挫折した。  
770 称徳天皇没。道鏡左遷<sup>しもつけやくし</sup>(下野薬師寺<sup>げのやくしじ</sup>の別当として追放された)。
- 7 770年代** 皇統<sup>こうとう</sup>, 天智系へ。藤原百川<sup>ふじわらのももかわ</sup>(式家<sup>しきけ</sup>, 宇合の子)らが光仁天皇<sup>こうにんてんのう</sup>(天智天皇の孫)を擁立し、混乱した律令政治の再建をめざした。



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## ■桓武天皇の課題

道鏡を排して即位した光仁天皇(天智系)の改革路線は、次の桓武天皇にひきつがれた。  
新都(平安京)の造営、東北経営の推進、律令体制の再建、が大きな課題になっていく。

## ■新都(平安京)の造営

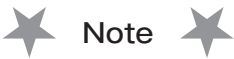
桓武天皇は、即位3年後の784年、寺院など奈良の旧勢力を避け、水陸交通の要地に、天智系の新しい都をつくることを意図して、山背国長岡京への遷都を命じた。しかし、造営長官の藤原種継(式家、藤原宇合の孫で桓武天皇の腹心)が暗殺されるなど、造都事業は難航した。

長岡京は未完成のまま約10年で放棄されたものの、新都造営にかかる天皇の意志は強く、794年、平安京への再遷都が実行された(平安時代の始まり)。その際、新たな都は新政への願いと期待をこめて平安京と命名され、王城の地となった「山背」の国名も「山城」と改められた。

## ■律令体制の再建と変質

桓武天皇は、政治改革にも積極的にとりくんだ。

- 1 行政改革 国司の不正を正すため勘解由使を設置。国司交代の際に、後任者が前任者にわたす書類(解由状)の審査を厳重にした。また、班田励行を図り、一紀(12年)一班とした。
- 2 軍制改革 東北・九州地方以外の軍団制を廃止し、治安維持を担う国衙の守備兵として、新たに郡司の子弟などを健児とした(国家間戦争を想定した軍制から治安維持目的の軍制へ)。
- 3 軍事と造作をめぐる議論(「天下徳政相論」) 桓武天皇が一貫して追求してきた対蝦夷戦争(軍事)と平安京造営事業(造作)は、一方で国家財政や民衆にとって大きな負担になった。805年、軍事と造作の可否を論じた「天下徳政相論」(徳政論争)を経て、ついにこの二大事業の中止が宣言された。



## □平城太上天皇の変(葉子の変)

桓武天皇の改革路線は、平城天皇・嵯峨天皇の時代にも政治の基調になった。

嵯峨天皇は、即位直後の810年に、平城京に遷都しようとする兄の平城太上天皇と対立し、「二所朝廷」と呼ばれる政治的混乱に直面した。結局、嵯峨天皇側が迅速に兵を出して勝利を収め、平城上皇は出家、その寵愛をうけた藤原葉子(式家)は自殺し、葉子の兄藤原仲成(式家)は射殺された(平城太上天皇の変=葉子の変)。

## □嵯峨天皇が設けた令外官

令外官とは、征夷大將軍・勘解由使・蔵人頭・檢非違使・関白など令に規定されていない新しい官職の総称をいう。

- ① 蔵人頭 平城太上天皇の変(810, 葉子の変)の際に、機密事項をあつかう天皇の秘書官として藤原冬嗣(北家)らを蔵人頭に任命した。役所を蔵人所という。
- ② 檢非違使 檢非違使は平安京内の治安維持などを担当した。役所を檢非違使庁という。

## □藤原北家の台頭

平安時代になると、藤原氏、なかでも北家(藤原房前とその子孫の家柄)が勢力を拡大していった。

その第一の手段が、天皇家と深く結びつくこと。天皇家と藤原氏は、藤原氏が一族の娘を天皇の皇后や皇太子妃とする外戚政策、つまり天皇家の母方の親族となることで、血縁関係を強めていった。第二の手段は、ライバルとなる貴族を追い落とすこと。いわゆる藤原氏による他氏排斥政策になる。

### ① 藤原冬嗣の活躍

810 平城太上天皇の変(葉子の変、→式家没落)の際に、藤原冬嗣、蔵人頭に就任。

### ② 藤原良房の摂政就任

842 承和の変により、伴(大伴)健岑・橘逸勢らの排斥に成功。

858 清和天皇が幼少で即位すると、藤原良房、天皇の外祖父(母方の祖父)として事実上の摂政(幼少の天皇にかわって政務を代行する職)に。

866 応天門の変により、伴善男らの排斥に成功。良房、正式の摂政に。

### ③ 藤原基経の関白就任

884 光孝天皇の即位に際し、藤原基経、事実上の関白(成人後の天皇を後見する職)に。

887 宇多天皇の即位に際し、基経、正式の関白に就任。

888 藤原基経、宇多天皇が即位にあたって出した勅書(「阿衡に任ず」)に抗議して、これを撤回させ、政界における実力を誇示(阿衡の紛議)。

## □ 宮廷貴族社会の成立

10世紀の前半を中心とする一時期、摂政・関白がおかれず、のちに「延喜・天曆の治」と呼ばれ、天皇親政の時代として理想化された。天皇の名前をあげると、醍醐天皇(→延喜の治)・村上天皇(→天曆の治)になる。

ただし、この時期は、必ずしも天皇親政の理想的時代というわけではない。むしろ、藤原北家の勢力はますます無視できないものとなり、また社会も大きく変化していくことになった。

### ① 宇多天皇の政治

891 藤原基経の死後、摂関をおかず菅原道真を蔵人頭に抜擢した。

894 菅原道真の建議により、遣唐使を中止。これにより、中国との公的な関係は断絶したが、大陸商人の来航などにより、文物の交流・民間の交易は盛んにおこなわれた。

### ② 延喜の治(醍醐天皇, 在位897~930)

901 藤原時平の陰謀により、菅原道真、大宰権帥に左遷。

902 延喜の荘園整理令発令。班田を実施(最後の班田)。

また、この時期には、六国史(『日本三代実録』)や格式(『延喜格式』)が編纂されたが、修史・法令の編纂事業はいずれもこれで最後になり、律令体制の衰退を象徴する出来事があいついだ。

### ③ 武士による本格的な反乱発生

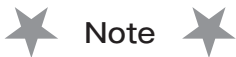
939~941 天慶の乱発生。関東地方と瀬戸内海で、同時期に大規模な武装反乱が起こった。

### ④ 天曆の治(村上天皇, 在位946~967)

958 乾元大宝を铸造(最後の本朝十二銭=皇朝十二銭)。乾元大宝は、本朝十二銭の最後であるだけでなく、律令国家としての最後の事業。

### ⑤ 安和の変

969 安和の変発生。左大臣源高明(醍醐天皇の子)が藤原氏の策謀で左遷された(摂関政治の全盛期へ)。




---



---



---



---



---



---



---



---

## ☐ 摂関政治

摂関政治とは、おもに、10世紀後半(969年の安和の変)から11世紀半ば(1069年の延久の<sup>えんきゆう</sup>荘園整<sup>しやうえんせい</sup>理令)にかけて、とりわけ藤原道長・藤原頼通父子の時代をさす。

- ❶ 摂関政治の条件 娘を皇后や皇太子妃とし、天皇との外戚関係を築くこと。
- ❷ 藤原氏への権力と富の集中 大きな権力をもつ藤原氏(摂関家)は役人の<sup>にんめんけん</sup>任免権を掌握。このため、<sup>こくし</sup>国司など利益が手にはいる職に就くことを望む中・<sup>ここのうぶつ</sup>下級貴族からの貢納物も、藤原氏(摂関家)に集中した。
- ❸ 国政のあり方 政治は次第に<sup>せんれい</sup>先例・<sup>ぎしき</sup>儀式を重んじるものになるが、国政上の重要問題は<sup>じんのさだめ</sup>陣定と呼ばれる<sup>くぎやう</sup>公卿会議で審議された。有力貴族による<sup>ごうぎ</sup>合議が重視され、これによって国家の意思が事実上決定されたという点で、摂関期の政治のあり方(陣定)は、律令制下における政治のあり方(太政官での審議)と基本的に変わらなかった。一方で日本の貴族社会は、大陸文化の吸収・消化を土台にしながらか多様な<sup>はつき</sup>独自性を発揮しうる段階に到達し、みずからの<sup>しこう</sup>風土や嗜好に適合した<sup>こくふうぶんか</sup>国風文化を開花させることになる。

## ★ Note ★

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



★ Note ★

Handwriting practice area consisting of 25 horizontal dotted lines.